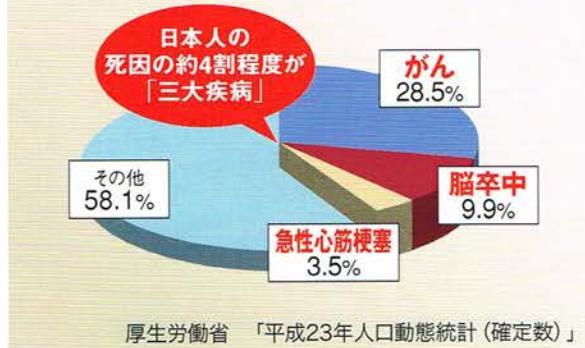


JA三大疾病保障付住宅ローン

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により所定の状態と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしもの時でも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となるJA住宅ローンです。

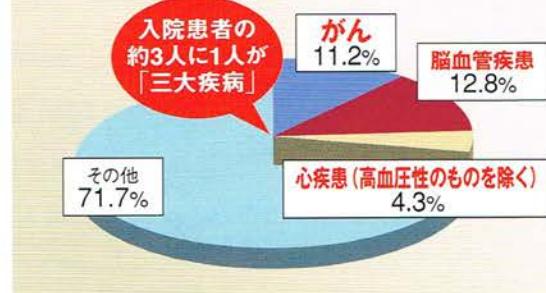
三大疾病に関する参考データ

<日本人の死因で上位を占める「三大疾病」>



厚生労働省 「平成23年人口動態統計(確定数)」

<傷病分類別入院患者数の割合>



厚生労働省 平成23年「患者調査の概況」

「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」は最近の医療技術の進歩により「治る病気」となりつつありますが、依然死因の約4割程度、入院患者の約3割を占めており、それによる家計への影響に対するリスクは軽視できない状況にあります。

三大疾病保障の仕組み(概要)について

[ポイント]初めて「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」と診断され所定の支払事由に該当した場合、共済金により対象の住宅ローンが全額返済されます。

死亡・後遺障害保障に加え、次の事項に該当した場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

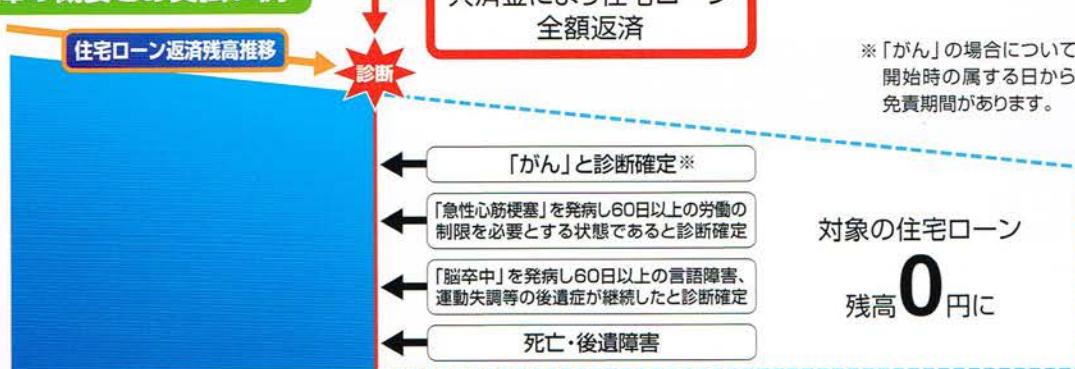
がん 保障期間中に、初めて所定の悪性新生物(上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。

急性心筋梗塞 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

脳卒中 保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

(注)上記の事項に該当した場合であっても、住宅ローンの返済にかかる約定利息・約定延滞利息および遅延損害金について、ご負担いただく場合があります。詳しくは、当JA窓口までお問い合わせください。

保障の概要とお支払い例



詳しい内容は「JA三大疾病保障付住宅ローン」のチラシをご覧ください。

ご留意いただきたい事項

JA三大疾病保障付住宅ローンの留意事項

- JA三大疾病保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
- 本「JA三大疾病保障付住宅ローン」のご案内はJA三大疾病保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」に添付されている「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のご説明」および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」を必ずご確認ください。
- ローンのお申込みにあたりましては、団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

【付帯される団信の留意事項】

ご加入について	年齢	加入可能な年齢の範囲は、20歳から50歳までとなります。
	告知	健康状態を「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」で告知していただきます。 告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有するお客様情報によって、ご加入をお断りする場合もありますので、ご了承ください。
	医師の診査	三大疾病保障特約付団体信用生命共済の共済金額を通算して3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
	保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。 また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。
告知義務違反による解除	告知に際し事実を記入されなかったり、事実でないことを記入されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。	
共済金が支払われない場合	<p>○被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。</p> <p>①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「三大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]</p> <p>③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の傷害または疾病が原因で所定の後遺障害の状態または三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）</p> <p>*「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部しか支払われないときがあります。</p>	
共済事故発生の場合の手続き	万一、被共済者に共済事故（死亡、所定の後遺障害の状態、所定の三大疾病的状態）が発生した場合には、直ちにお借入れのJA窓口にご連絡ください。	

JA長期継続入院保障付住宅ローンの留意事項

- JA長期継続入院保障付住宅ローンでご利用いただく団体信用生命共済は全国共済農業協同組合連合会の引受けとなりますが、団体信用生命共済の内容の詳細やご不明な点についてはお借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
- 本「JA長期継続入院保障付住宅ローン」のご案内はJA長期継続入院保障付住宅ローンに付帯される共済の概要を説明したものであり、実際にお借入れの際には「団体信用生命共済被共済者加入申込書」に添付されている「団体信用生命共済のご説明」を必ずご確認ください。
- ローンのお申込みにあたりましては、団体信用生命共済の審査のほかに、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

【付帯される団信の留意事項】

ご加入について	告知	健康状態を「団体信用生命共済被共済者加入申込書」で告知していただきます。 告知内容や全国共游農業協同組合連合会で保有するお客様情報によって、ご加入をお断りする場合もありますので、ご了承ください。
	医師の診査	団体信用生命共済の共済金額を通算して5,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
	保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。 また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。
	告知義務違反による解除	告知に際し事実を記入されなかったり、事実でないことを記入されますと、共済金が支払われない等不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。
共済金が支払われない場合	<p>○被共済者が次のいずれかに該当した場合、()の共済金のお支払いができません。</p> <p>①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命共済被共済者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金）[ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]</p> <p>③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の傷害または疾病が原因で所定の後遺障害の状態になられたときまたは入院されたとき（後遺障害共済金・長期継続入院共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・長期継続入院共済金）</p> <p>○被共済者が次のいずれかに該当した場合、長期継続入院共済金のお支払いができません。</p> <p>①被共済者の故意または重大な過失により生じた災害または疾病により入院されたとき②被共済者の泥酔または精神障害の状態を原因として生じた災害により入院されたとき③被共済者の犯罪行為により生じた災害または疾病により入院されたとき④被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた災害により入院されたとき⑤被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた災害により入院されたとき⑥薬物依存により入院されたとき</p> <p>*「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部しか支払われないときがあります。</p>	
共済事故発生の場合の手続き	万一、被共済者に共済事故（死亡、所定の後遺障害の状態、所定の入院の状態）が発生した場合には、直ちにお借入れのJA窓口にご連絡ください。	